

インフルエンザ登校停止期間について

インフルエンザは感染力が強いため、罹患した場合は学校保健安全法に基づき「出席停止」になります。出席停止期間の基準「発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで」です。

条件を満たしていない場合は登校不可となり、帰宅していただくことになりますので、ご注意ください。

登校再開時には保護者記載による「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症経過報告書」を持参のうえ、保健室へ登校してください。

*発症日（当日 0 日）は、病院受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（発熱等）が始まった日とします。病院受診時に医師に発症日を確認してください。

＜インフルエンザ出席停止期間早見表＞

[illegible]